

第41回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成22年12月1日（水）14：30～

場 所：シティプラザ大阪 2階 燦の間

1．会長の選任について

大阪府環境審議会条例第4条第1項に基づき、出席委員の選挙により、奥野委員（大阪府立大学学長）が会長に選任された。また、同条第3項に基づき、奥野会長が、水野委員（大阪大学名誉教授）を会長代理に指名した。

2．廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく廃棄物処理計画の策定に関して諮問があった。

審議の結果、専門性が高く、集中的な議論が必要であることから、部会を設置して検討を進めることに決定した。

3．化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画及び総量規制基準について（諮問）

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量等に係る第7次総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について、諮問があった。

審議の結果、専門性が高く、集中的な議論が必要であることから、部会を設置して検討を進めることに決定した。

4．1,4-ジオキサン等の排水基準について（諮問）

1,4-ジオキサン等については、昨年度に環境基準の設定及び見直しが行われたところであるが、今後、水質汚濁防止法施行令が改正され、排水基準の設定等が行われる予定である。それに伴い条例の改正を検討する必要があるため、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく上水道水源地域に対しての上乗せ排水基準及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準の設定等に関して、諮問があった。

審議の結果、専門性が高く、集中的な議論が必要であることから、部会を設置して検討を進めることに決定した。

5．ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（水質規制部会報告）

本件は、本年5月に開催された第40回環境審議会において、知事から諮問があり、専門的な見地からの検討を行う水質規制部会が設置され、検討されてきた。

部会がとりまとめた報告について審議が行われ、報告案どおり答申することとされた。

【報告の主な内容】

ほう素等3項目の排水基準に係る、上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく経過措置の見直しについて、下記の基本的な考え方に沿って検討を行った結果、9業種で暫定

基準を廃止し、8業種で暫定基準を強化することが適当とした。見直し後、条例による暫定基準設定業種数は、24業種から17業種に減ることとなる。

- 考え方1：上水道水源地域では、上水道水源保護の観点から、可能な限り早期に暫定基準を廃止
- 考え方2：上水道水源地域以外の陸域（その他の地域）の公共用水域については、原則として、法の基準を適用するが、上乘せ条例による基準強化も検討
- 考え方3：海域については、公共用水域の保全の観点や事業者の負担の公平性を考慮して、陸域（その他の地域）に適用する基準と同様の基準を適用
- 考え方4：生活環境保全条例に基づく届出事業場に適用する暫定基準については、法対象の特定事業場と同様の排水基準を設定
- 考え方5：今回設定する暫定基準については、一定の適用期間の設定及び適切な見直しを実施

6．温泉法に基づく温泉掘削等許可について（温泉部会報告）

知事から諮問のあった標記許可について、平成22年5月14日に開催された温泉部会で審議・決議された事項について三田村部会長代理から報告がなされた。

【内容】温泉掘削の4件について、うち3件は許可することに支障なし。うち1件については、条件をつけて許可することに支障なし。

7．「平成21年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」に関する意見聴取について

「大阪21世紀の環境総合計画」の進行管理の一環として、平成22年9月議会に報告した標記について府から説明し、各委員からの意見聴取を行った。

8．環境総合計画について

標記計画については、環境審議会から本年5月に基本的な事項についての答申を受け、現在策定作業中である。素案について府から報告した。

9．府立自然公園の指定拡大について

阪南市及び岬町域内の豊かな自然資源を有する森林の区域を府立自然公園に指定すべく準備を進めており、その概要と指定のスケジュール等について府から報告した。

以上